う、液状又は半固形状といった適度な流動状のものであること。

二　表１の栄養成分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の100kcal当たりの栄養成分の量の欄に掲げる基準値を満たしているものであること（個別に調整した栄養成分等にあっては、この限りでない。）。また、表２の栄養成分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の100kcal当たりの栄養成分の量の欄に掲げる値を勘案したものであること。

２　粉末状等の食品にあっては、申請者があらかじめ指定したとおりに調製した後の状態において、１の規定を適用することができるものであること（個別に調整した栄養成分等にあっては、この限りでない。）。

表１

栄養成分	100kcal当たりの栄養成分の量
たんぱく質	2.2ｇ以上7.8ｇ以下
脂質(注(1))	1.8ｇ以上6.7ｇ以下
糖質及び食物繊維	100kcal当たりの熱量に占める糖質及び食物繊維に由来する熱量の割合が40％以上72％以下
ナトリウム	30㎎以上315㎎以下

患等により通常の食事で十分な栄養を摂ることが困難な者に適している旨

三　栄養療法の一環として使用することが適当なものであって、多量摂取により疾病が治癒するものではない旨

四　規格の欄に掲げる表１の100kcal当たりの栄養成分の量の欄及び表２の100kcal当たりの栄養成分の量の欄に掲げる値を満たさない栄養成分がある場合にあっては、その旨（「○○増量調整」又は「○○減量調整」と表示する（○○は、「たんぱく質」、「食物繊維」等の個別に調整した栄養成分の名称とする。）。）

五　１包装当たりの熱量

六　１包装当たり及び100kcal当たりのたんぱく質、脂質、炭水化物、糖質、食物繊維、ナトリウム（食塩相当量に換算したもの）、水分及び個別に調整した栄養成分の含有量

七　欠乏又は過剰摂取に注意すべき成分がある場合はその旨